



①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																	
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他 (SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助制度の申請書の配布方法									
							(1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）								(1) 就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）									
						ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他 → (2)	(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会で全児童もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は行わず、各学校で希望者に申請書を配布	カ. 制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に申請書を配布	キ. その他（内容を2. (2)に記入してください。）	
神奈川県	山北町	学校教育課	0465-75-3648	kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp	http://www.town.yamakita.kanagawa.jp	○	○	○	○	○							○						○	・制度案内及び申請書を教育委員会窓口及び町内2か所の支所にて希望者に配付。 ・町ホームページに制度案内及び申請書ダウンロードページを掲載。
神奈川県	開成町	開成町教育総務課	0465-82-5221	kyouikuka@town.kaisei.lg.jp	http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/top/top.aspx				○	○							○	○						
神奈川県	箱根町	教育委員会学校教育課学校教育係	0460-85-7600	gakkou@town.hakone.lg.jp	http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/7.0.31.142.html	○		○	○	○							○							
神奈川県	真鶴町	教育課	0465-68-1131	kyo_gakkoukyoiku@town.manazuru.lg.jp	http://www.town.manazuru.kanagawa.jp/	○	○	○	○								○	○					○	前年度申請者に配付
神奈川県	湯河原町	教育委員会学校教育課	0465-62-1100	gakkokyo@town.yugawara.kanagawa.jp	http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/	○	○		○	○							○							
神奈川県	愛川町	教育総務課 学校教育班	046-285-6957	kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/	○	○		○	○					・全戸配布している「くらしのガイドブック」に掲載。 ・新たに転入された方へも配布している。	4月に全校児童生徒に対し制度案内を配付することに加え、スペイン語、ポルトガル語の制度案内及び申請書を作成しそれらを母語とする外国籍児童・生徒に対し配付している。	○	○					○	本町ホームページより申請書のダウンロードが可能。
神奈川県	清川村	教育委員会事務局学校教育係	046-288-1215	liinkai@vill.kanagawa-kiyokawa.lg.jp	http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/so/shiki/kyoikuinkai/374.html												○							

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																						(2) ソ、タ、チを選択した場合					(3) ツに○をし		III 就学援助率				
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準																						基準根拠					目安額 (年額) 万円	係数 (倍率) 倍	目安額 (年額) 万円	(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由による欠席日数が多い者	シ.経済的保護の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	ス.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を定めて	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割)課税又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍率(倍率)	課税所得等の分類	年	月	万円											
33	21	18	17	17	17	21	7	4	13	15	9	6	7	15	21	8	2	0	4	31	31	31	31	31	0	0	10	4	33	33					
神奈川県	横浜市	○				○										○				1	課税所得	25	8	344											
神奈川県	川崎市	○																		1	その他	29	4	343		地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額	その他教育委員会が特に援助を要すると認めた者	15%未滿	15%未滿						
神奈川県	相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	総所得(諸控除前)	29	12	354			世帯主の死亡、別居中など、特別な事情がある場合には個別に審査している。	20%未滿	20%未滿						
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	その他	25	4	415		給与所得金額		25%未滿	25%未滿						
神奈川県	平塚市															○				1.5	その他	29	8	457		(2)の課税所得等の分類「その他」については、所得控除前の収入である。		15%未滿	15%未滿						
神奈川県	鎌倉市															○				1.5	その他	25	4	413		合計所得金額		20%未滿	20%未滿						
神奈川県	藤沢市	○														○				1.3	課税所得	25	4	379				20%未滿	15%未滿						
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	4	300				20%未滿	20%未滿						
神奈川県	茅ヶ崎市															○				1.3	総所得(諸控除前)	24	12	345				20%未滿	20%未滿						
神奈川県	逗子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	24	12	423				10%未滿	10%未滿						
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	12	385				30%未滿	20%未滿						
神奈川県	秦野市																			1.5	課税所得	29	4	412		(2)基準根拠について、本市では世帯の年間最低生活費は平成29年4月1日時点での生活保護の基準をもとに算出している。		15%未滿	15%未滿						
神奈川県	厚木市																			1.5	その他	25	4	460		生計を共にしている世帯全体の総収入		20%未滿	20%未滿						
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	総所得(諸控除前)	26	4	362				30%未滿	25%未滿						
神奈川県	伊勢原市															○				1.5	総所得(諸控除前)	26	4	340				15%未滿	15%未滿						
神奈川県	海老名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	総所得(諸控除前)	29	4	337		要綱において、認定する年度の前年度の生活保護基準を使用する旨規定している。		15%未滿	15%未滿						
神奈川県	座間市	○																		1.3	課税所得	25	4	333				15%未滿	15%未滿						
神奈川県	南足柄市																			1.3	総所得(諸控除前)	25	7	355		平成25年度改正前の生活保護基準を適用している。		15%未滿	15%未滿						
神奈川県	綾瀬市																			1.4	その他	25	4	351		所得税法の規定に基づく給与所得及び事業所得の合計から、同法の規定にある社会保険料の控除額を差し引いた金額。		30%未滿	30%未滿						
神奈川県	葉山町																			1.5	課税所得	24	12	400				20%未滿	20%未滿						
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	352				20%未滿	20%未滿						
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	12	297				10%未滿	10%未滿						
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	29	10	302				15%未滿	10%未滿						
神奈川県	中井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	30	4	400				15%未滿	15%未滿						
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	310		特別支援教育就学奨励費の算定に用いる保護基準見直し表を使用し、給与収入(税引き前)の1.3倍以下のものを対象としている。		5%未滿	10%未滿						
神奈川県	松田町																			1.3	課税所得	30	4	362				15%未滿	15%未滿						

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																		III 就学援助率												
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.Ｐ・Ｔ・Ａ会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ.特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割)課税又は均等割)課税に記入してください。)	テ.その他(内容を(5)に記載してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)					係数(倍率)倍	目安額(年額)万円	
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					1.6	課税所得	30	1	349						10%未満	10%未満	
神奈川県	開成町														○					1.3	課税所得	30	1	330						10%未満	10%未満	
神奈川県	箱根町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○															上記以外で疾病等により経済的に就学困難となった場合	15%未満	20%未満
神奈川県	真鶴町	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○					1.5	課税所得	29	4	350						保護者の死亡等や特に経済的に児童・生徒の就学が困難となる理由のある時	10%未満	15%未満
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○			○	○			○																10%未満	15%未満	
神奈川県	愛川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得(諸控除前)	30	4	358							25%未満	20%未満
神奈川県	清川村		○				○											○	1.5	総所得(諸控除前)	30	4	500							10%未満	10%未満	



①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項																		
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																
		(1) 費目毎の援助額																																																
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																								
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他															
神奈川県	山北町					○	5,710								○	20,300																				○	9,007	9,007												
神奈川県	開成町					○	11,420								○	40,600																				○	21,490	21,490												
神奈川県	箱根町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600				○	0									○	21,490																			通学費については、箱根町では公共交通機関を利用する児童に対して通学費補助をしているため、就学援助費での予算計上はしていない。		
神奈川県	真鶴町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	21,180	18,940																		支給平均額は平成29年度実績を基に記入		
神奈川県	湯河原町					○	11,420								○	40,600						○	39,290	0										○	21,490	18,357											通学費は支給見込みなし			
神奈川県	愛川町					○	11,420								○	40,600													○	21,490	20,813																			
神奈川県	清川村					○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490																			



①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																						
		(1) 費目毎の援助額																																	(2) 補足事項					
		学用品費					新入学児童生徒学用品費等					通学費					修学旅行費																							
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
神奈川県	山北町					○	11,160								○	23,700																								
神奈川県	開成町					○	22,320								○	47,400																								
神奈川県	箱根町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400				○	0									○	57,590											通学費については、箱根町では公共交通機関を利用する児童に対して通学費補助をしているため、就学援助費での予算計上はしていない。
神奈川県	真鶴町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400																									支給平均額は平成29年度実績を基に記入	
神奈川県	湯河原町					○	22,320								○	47,400						○	79,410	0																通学費は支給見込みなし
神奈川県	愛川町					○	22,320								○	47,400																								
神奈川県	清川村					○	22,320								○	47,400																								





